

中津川市監査委員公告第 5 号

令和 7 年 2 月 6 日付けで中津川市在住●●●●氏から請求のあった、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

中津川市監査委員 光岡 要次郎

第1 請求の受付

本件請求は、令和7年2月6日に提出された。

1 請求人

住所 中津川市在住

氏名 ●●●●●

2 請求人から提出された事実証明書

- ・支出負担行為決議書兼支出命令書（R5.4月～R6.3月分 消防団員報酬）
- ・支出金額一覧（上記の消防団員報酬を一覧表にしたもの）
- ・令和5年度中津川市消防協会事業計画
- ・令和5年度県消防協会等の主な行事予定
- ・中津川市消防協会規約
- ・岐阜県消防協会消防団員加入奨励事業奨励金交付要綱
- ・公文書不存在通知書

「消防団又は消防団員が中津川市以外の組織団体企業等からの金銭を受け取れる条例や運用基準」

「R5年度消防団と梯子保存会との合同事業計画等」

「R5年度市大会以外の消防団と他の組織団体との合同事業計画等」

「R5年度市からの消防団への手当以外の現金支給の記録等」

第2 請求の要旨

中津川市職員措置請求書に記載されている事項、請求人が提出した事実証明書及び陳述の内容を勘案して、請求の要旨を次のように解した。

中津川市消防団員（以下、「消防団員」という。）への出動報酬は中津川市消防団条例（以下、「消防団条例」という。）第17条及び中津川市消防団条例別表の報酬に関する運用基準（以下、「運用基準」という。）に基づき支払われている。

しかし、中津川市が消防団員に支払った令和5年度の消防団員報酬のうち、中津川市消防協会（以下、「消防協会」という。）の事業については消防協会の会員が行えばよく、消防団員が業務を行う理由が不明である。またNHF任命式、東農地区消防合同研修会、各地区祭事・花火警備、梯子保存会の業務等は消防団の業務であるか不明である。さらに、運用基準第2項の表備考(2)には「岐阜県消防操法大会（以下、「県操法大会」という。）の訓練に関する報酬は、岐阜県消防操法大会出場隊交付金（以下「交付金」という。）をもって充てる。」とあるため県操法大会の訓練に対する報酬は交付金から支払うべきものである。以上の理由から、中津川市が消防団員に支払った消防団員報酬のうち4,624,000円は不適切な支出であり、消防団員から中津川市へ返還するよう求める。

第3 監査委員の除斥

監査委員 黒田ところ は中津川市消防団員であることから、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、本件請求にかかる監査の執行について除斥とした。

第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年2月20日にこれを受理した。

第5 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について説明を聴取した。

1 監査対象部局

消防団関連業務を所管する消防本部警防課

2 監査対象事項

請求人が指摘する令和5年度分の消防団員の出動報酬の支出について、違法又は不当な支出であると認められるかどうかを監査対象とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年2月27日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、追加の証拠書類の提出があった。

請求人から提出された追加の証拠書類

- ・中津川市消防協会運営事業交付金申請に関する書類
- ・行事等の出席依頼に関する書類
- ・全国女性消防団員活性化大会旅費の支出に関する書類
- ・公文書不存在通知

「消防操法大会の審査員講習会等の書面記録等」

「坂下花馬まつり・ラリージャパン警備依頼書等」

「ハッピーフェスティバル in ふくおか 消防団出店申込書等」

4 関係職員からの弁明書の提出及び事情聴取の実施

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、令和7年3月14日に消防本部警防課関係職員に対し事情聴取を行い、令和7年3月6日に提出された弁明書に関する補足説明を受けた。

関係職員から提出された証拠書類

- ・中津川市消防団条例
- ・中津川市消防団条例別表の報酬に関する運用基準
- ・消防力の整備指針
- ・逐条問答 消防力の整備指針・消防水利の基準 改訂版【抜粋】
- ・消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和 3 年 4 月 13 日付消防地第 171 号）
- ・令和 5 年度収支決算書（岐阜県操法大会出場隊交付金）
- ・令和 3 年（行ウ）第 1 号 出勤手当過払い金返還請求事件の判決文【全文】

第 6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 中津川市消防団条例

イ 中津川市消防団条例別表の報酬に関する運用基準

(2) 監査委員の判断

請求人は、中津川市職員措置請求書において、令和 5 年度の消防団員に支払われた出勤報酬のうち 4,624,000 円については不適切な支出であると主張している。これを受けて消防本部警防課から令和 7 年 3 月 6 日に提出された弁明書及び令和 7 年 3 月 14 日に実施した事情聴取によると次のとおりである。

請求人が指摘する具体的な内容としては①消防協会の事業、②消防団業務か不明なもの、③岐阜県消防操法大会出場交付金をもって充てるもの、に分類することができる。

①についての弁明

請求人は、消防協会の事業は消防協会員が行えばよく、なぜ消防団に業務を委託しなければならないのか明確な説明を求めているが、そもそも消防協会は、消防組織の仕組みとして、消防団員及び消防職員を会員とする組織であるため、事業活動にあつては消防団の業務として取り扱うことに何ら問題はない。

また、令和 3 年（行ウ）第 1 号 出勤手当過払い金返還請求事件の判決で、「消防協会が主催する行事に消防団員が参加した場合、消防協会の行事であるからといって直ちに消防団員に手当を支給することが根拠のない違法なも

のであるということにはならず、消防団員が参加した行事が中津川市消防団条例や本件運用基準の要件を満たしているか否かを問題にすれば足りる。」と、令和 6 年 12 月 25 日に言渡がされており、本件請求の消防協会の事業は団条例や運用基準の要件を満たしている。

②についての弁明

請求人が、消防団業務か不明なものとする業務は、主に、NHF 任命式、東濃地区消防合同研修会、各地区祭事・花火警備等と分けられ、説明については下記のとおりである。

NHF 任命式は、中津川市消防団には、NHF（中津川・ハイスクール・ファイヤー・ボランティア）という高校生のボランティア組織が存在し、毎年入退団が消防団と同じようにあり、辞令交付式と同様に団長が任命するため行われている消防団業務である。

東濃地区消防合同研修会は、東濃 5 市の消防団が集まり合同で操法訓練を行い、各市の消防団員の技術向上のため行われている消防団業務である。

各地区祭事警備・花火警備等は、各地域で行われている伝統行事で、毎年開催時期に主催者等から依頼がありイベントの警戒、花火大会等の警戒活動を行っている。地域の安心安全を守るという観点からすれば、各地区の消防団業務として求められる活動そのものである。

また、令和 3 年（行ウ）第 1 号 出勤手当過払い金返還請求事件の判決で、「地域行事及び地区行事に出席した消防団員に対し中津川市消防団条例 17 条に基づき手当を支給することが違法になる根拠はない」と、令和 6 年 12 月 25 日に言渡がされている。

請求の中で、事実を日誌で確認するように主張しているが、新たな様式として出勤記録簿を作成し、日誌の代わりとして使用している。また、用件の記載に統一がないとしているが、各分団によって従前の行事名称を使っていることもあり、出勤記録簿の記載を担当する団員によって多少行事名が異なることがあるが、消防本部で事業の内容等を精査し確認を取っているため、問題はない。

以上のことから、請求人が消防団業務か不明とする業務は、組織的な行動が求められる消防団にとって必要な活動である。

③についての弁明

消防団員の報酬については、令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号にて消防庁長官より「消防団の報酬等の基準の策定について」の通知が出された。その主な内容は、年額報酬及び出勤報酬は消防団員個人に直接支給すべきとなっている。そのため、同年度に消防団条例 17 条関係の条例改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日より年額報酬及び出勤報酬は分団会計に振り込まれたのちに

消防団員に渡るのではなく、すべて直接個人の口座に振り込まれている。

岐阜県消防操法大会の訓練に関する報酬については、運用基準第 2 項の表備考 (2) にある、「岐阜県消防操法大会の訓練に関する報酬は、岐阜県消防操法大会出場隊交付金をもって充てる。」となっているが、令和 5 年度の収支決算書のとおり出動報酬は交付金からは支払われていない。このことについては、交付金は市から消防協会へ支払われ、消防協会から出場分団へ支払うため、出場分団以外の 12 の分団へは交付金は入らず、県大会にかかる訓練等の報酬は市から消防団員へ直接支払っている。これに対し、出場分団へは交付金が支払われ、県大会の経費等の運営は出場分団が行うが、操法訓練に必要な物品購入やバスの借上等の出費が大きく、交付金だけでは運営が厳しいため、消防団員への報酬は交付金から支払えない状況になっている。結果的に同じ活動を行うなかで、出場分団の消防団員には報酬が支払われず、出場分団以外の消防団員には報酬が支払われるという差が出てしまうことは問題であり、消防団長との協議の結果、出場分団への報酬は市から消防団員へ直接支払うこととなった。

消防団員個人の出動報酬については、消防団条例 17 条に基づいた報酬の支払いとなっており、交付金での個人への報酬支給はないため、報酬の二重支給はない。今後、運用基準については改正を行う予定である。

以上の弁明につき審査を行った結果、①については、消防協会の行事であっても消防団条例や運用基準の要件を満たしているため、何ら問題はないと判断した。②について請求人が消防団業務であるか不明としている業務は、同請求人が令和 3 年 8 月 27 日に提出した中津川市職員措置請求と同様の内容であり、令和 3 年 10 月 15 日に同請求人へ通知した監査の結果にもあるように、本件請求についても弁明のとおり消防団の業務であると判断した。③については、運用基準第 2 項の表備考 (2) に沿った支出処理であれば、県操法大会の訓練に関する報酬については消防団条例に規定された出動報酬額を交付金から支払うこととなる。しかし実際は、市が支払った交付金には出動報酬の金額は計上されていないため、交付金から報酬が支払われるのではなく、市から直接消防団員へ支払われている。市から支払った消防団員の出動報酬は、消防団条例に規定された額を、運用基準第 5 項に従い消防団長と協議して決められたものである。このため、報酬の二重支給及び過払いはなく、請求の要件である「財務会計行為による損害の発生」は認められないと判断した。

3 結論

したがって請求人から請求のあった令和 5 年度の消防団員へ支払われた出動報酬は、いずれも違法又は不当なものとは認められない。よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定す

る。

4 意見

監査の結論としては以上のとおりであるが、運用基準第 2 項の表備考 (2) で「岐阜県消防操法大会の訓練に関する報酬は、岐阜県消防操法大会出場隊交付金をもって充てる。」と定めているにもかかわらず、実際は交付金からは報酬が支払われず、市から直接消防団員へ支払われている。規定どおりの支出処理が行われなかった理由として、交付金の予算内では消防団員への報酬を支払うことが出来なかったことが挙げられる。この結果、運用基準第 5 項に従い消防団長との協議のうえ市から直接消防団員へ報酬を支払うこととなったとのことであり、結果として、県操法大会の訓練等の報酬は過払いにはなっていない。ただ、この支払方法に至る経緯が書面で残されていないのは問題であり、こうした例外的な処理方法を取る場合は、その経緯や決裁を書面で残すことが必要である。さらに運用基準が現実に則していないため、早急に運用基準の改正を行うよう検討されたい。